

## 要求水準書（案）の費用負担区分表（修正）

令和元年9月6日に公表した「要求水準書（案）」の第1章総則 3. 各業務共通の要求水準(3)費用負担区分について、以下のとおり修正（赤字が修正箇所）する。

## (3) 費用負担区分

各業務に共通する費用区分は、以下のとおりである。

## 共通費用負担区分表

費用項目		大学	事業者
水道光熱費	<del>新陽子線棟[仮称]及び既存陽子線棟で使用する水道、電気等の水道光熱費</del>	○	○
	新陽子線棟[仮称]陽子線治療装置にかかる電気料金		
	上記以外の水道、電気等の水道光熱費	○	
労務費	事業者の人件費、再委託費、福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費など		○
印刷製本費	事業者が業務上作成する報告書等の印刷製本費		○
被服費	事業者の職員のユニフォーム、名札など		○
通信費	事業者が使用する電話料金、インターネット接続料金など		○
保険料	事業者が自ら加入する保険料		○
帳票類費	事業者が専ら使用する帳票類		○
消耗品費	事業者が専ら使用する消耗品費（事務用品など）		○
行政手数料	当該業務において関係官庁への手続きが必要となる場合の官庁手数料		○

凡例 ○：負担者（事業者負担の場合、入札価格に含める費用）